2022（令和４）年６月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、2025（令和７）年４月から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。
上記を踏まえ、国土交通省ではホームページにて改正建築基準法及び改正建築物省エネ法に係る資料・解説図書を公開しておりますが、この度、紙資料での送付のご要望を多くいただいた資料について、広島県建築士会加盟各社の支店・事務所にご希望の部数を送付させていただきます。なお、送料は国土交通省が負担いたします。
送付をご希望の場合は、下記に従って各支店・事務所より申込フォームにご入力いただく旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

１．所要部数等の入力
回答期日までに下記の申込フォームよりお申し込みをお願いします。
※支店・事務所ごとに回答してください。
回答期日：令和６年６月７日（金）
※上記フォームにアクセスできない場合は、下記担当者までご連絡ください。
国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係長 武田
電話：03‐5253‐8111（内線 39429、39458）
メール：akioka-n2mw@mlit.go.jp takeda-t2tx@mlit.go.jp
※資料の発送は令和６年７月中旬頃を予定しております。
申込フォーム https://forms.office.com/r/tcFpnTBL2r

２．送付対象資料
当省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html）に公開されている資料のうち、これまでに紙資料での送付のご要望を多くいただいたものとなります。

【問合せ先】
○省エネ基準適合の義務化について
国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係長 武田
電 話：03‐5253‐8111（内線 39429、39458）
メ ー ル：akioka-n2mw@mlit.go.jp takeda-t2tx@mlit.go.jp
○木造戸建住宅の建築確認手続き等について
国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 土佐、係長 藤本
電 話：03‐5253‐8111（内線 39516、39502）
メ ー ル：tosa-s2wp@mlit.go.jp fujimoto-a2tr@mlit.go.jp
○小規模木造建築物の構造基準の見直しについて
国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 杉原、係長 吉田
電 話：03‐5253‐8111（内線 39536、39537）
メ ー ル：sugihara-s2xt@mlit.go.jp yoshida-y23b@mlit.go.jp